

理事長・理事のみなさん！！

マンション管理に関するそのお悩み、

ちょっと弁護士に相談してみませんか？

あなたのマンションまで、弁護士が伺います！！

日常のマンション管理業務や総会・理事会運営にあたって疑問に思っていること、
マンション管理上のトラブルなど、
マンション管理に関することなら、どんなことでも構いません！

相談時間：1時間

対象：以下自治体に所在する分譲マンション管理組合

大阪市、池田市、箕面市、豊能郡、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、三島郡
東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

場所：ご指定の場所へ弁護士が訪問（マンション等）

相談対応：弁護士2名

相談料：初回無料

【ご相談の流れ】

①裏面申込書を記入の上、以下いずれかの方法で送付ください。

■FAXでのお申込み

(送付先)06-6364-7477

■メールでのお申込み

(送付先)mansionkanri@osakaben.or.jp



②担当弁護士より、折り返しお電話にて、訪問相談日時をご連絡します。

併せて、相談概要を簡単に聞き取りいたします。



③弁護士2名が、お約束の訪問相談日時に、ご希望の場所（例：お住まいのマンション等）へ訪問、ご相談を伺います。

※相談希望日の2か月～2週間前にお申込みください。

たとえば…

- 最近よく聞く民泊，うちのマンションでも何か決めておいた方がいいのかな？
- マンションの敷地内の放置自転車，管理組合で処分してもいいの？
- 管理費の滞納，払ってもらうにはどうしたらいい？
- 総会や理事会の運営，今のやり方で問題ないかな？
- 空いている駐車場，マンション居住者以外に貸してもいいの？

などなど…

疑問・相談，お気軽にどうぞ！

◆お問合せ先◆

大阪弁護士会人権課 公害対策・環境保全委員会 担当事務局

TEL：06-6364-1227

太枠の中をご記入ください。

弁護士派遣申込書(マンション管理に関する法律相談)

大阪弁護士会人権課 公害対策・環境保全委員会 宛

FAX：06-6364-7477 / Email：mansionkanri@osakaben.or.jp

◎FAX及びEmailは、申込専用です。お問い合わせは、表面記載のお問合せ先へお電話ください。

◎ご相談内容によっては、派遣までに時間がかかることや派遣できないこともありますので、その点ご了承ください。

		申込日	年	月	日 ()			
申込者	ふりがな							
	代表者氏名							
	管理組合名							
	住所	〒 -						
	連絡先	TEL	()	—				
FAX		()	—					
Mail			@					
申込内容	相談希望日時	①第一希望	年	月	日 ()	:	～	:
		②第二希望	年	月	日 ()	:	～	:
		③第三希望	年	月	日 ()	:	～	:
	相談希望場所	会場・建物名：						
		所在地：						
	相談内容 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 管理規約	<input type="checkbox"/> 総会・理事会運営	<input type="checkbox"/> 共用部分の工事				
	<input type="checkbox"/> 管理費請求	<input type="checkbox"/> 修繕積立金	<input type="checkbox"/> 駐車場・ バイク置き場					
	<input type="checkbox"/> 違法民泊	<input type="checkbox"/> その他 ()						
概要								
制度を知った媒体	<input type="checkbox"/> 大阪市マンション管理支援機構	<input type="checkbox"/> 自治体窓口	<input type="checkbox"/> 当会HP					
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
その他希望事項								